

民間団体等を対象とした補助金等に関する行政
評価・監視（第1次）結果に基づく勧告

平成17年10月

総務省

前 書 き

補助金等（国の予算科目上の補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費の総称。以下同じ。）は、一定の行政水準の維持や特定の施策の奨励等のための政策手段としての機能を担っており、その総額は、平成 17 年度当初予算で 30 兆 1,008 億円となっている。

このうち、民間団体等（公益法人、社会福祉法人、学校法人、一般企業、個人等）を対象とした補助金等（2兆3,962億円）については、本年8月11日に閣議了解された「平成18年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」等において、官と民の役割分担や行政のスリム化の観点から、整理合理化を積極的に推進することとされている。また、依然として不適正事例が発生していることから、適正な執行や指導監督の確保も課題となっている。

この行政評価・監視は、民間団体等を対象とした補助金等のうち、主として、長期間（10年以上）継続し予算が一定額（平成15年度予算額1億円）以上のものについて、その効果的かつ効率的な使用等を図る観点から調査し、今般、早急に措置を要する事項について勧告することとしたものである。

目 次

- 1 補助金等の整理合理化 1
- 2 補助金等の執行の適正化 2

1 補助金等の整理合理化

補助金等（国の予算科目上の補助金、負担金、交付金、補給金及び委託費の総称。以下同じ。）は、一定の行政水準の維持や特定の施策の奨励等のための政策手段としての機能を担っており、その総額は、平成17年度当初予算で30兆1,008億円となっている。このうち、民間団体等（公益法人、社会福祉法人、学校法人、一般企業、個人等。以下同じ。）が行う各種事務又は事業を対象とした補助金等は、2兆3,962億円となっている。

これら民間団体等を対象とした補助金等については、「平成18年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」（平成17年8月11日閣議了解）等において、官と民の役割分担や行政のスリム化の観点から、整理合理化を積極的に推進することとされている。

なお、民間団体等を対象とした補助金等の各府省による採択審査や交付決定等は、各補助金等別の補助金交付要綱等に定められた補助要件等（事業の範囲、資格要件、算定基準等）に基づいて行われている。

今回、民間団体等を対象とした補助金等のうち、長期間（10年以上）継続し予算が一定額（平成15年度予算額1億円）以上のものから、①試験研究関連のもの（平成17年4月から7月に実地調査した行政評価・監視の対象としたもの）、②「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）により廃止することとされたもの、③最近の行政評価等で調査したもの、を除外した30補助金等（6省所管。別紙1参照）について、補助金等の交付状況や民間団体等が所管府省からの補助金等により実施する事務又は事業や、補助事業者からの間接補助等により実施する事務又は事業（以下、これらを「補助事業」という。）の実施状況を調査した結果、次の7補助金等については、①需要が減少している、②補助事業の内容が実情や現状に適合していない、③補助事業の実施が低調又は非効率となっている、④補助目的が達成されていない、あるいは⑤他に類似の事業が実施されている等の状況がみられた（別紙2参照）。

○文部科学省

- ・ 民間スポーツ振興費等補助金の降灰地域等学校保健事業（別紙２－①）

○厚生労働省

- ・ 生活衛生振興助成費等補助金の生活衛生振興助成事業（別紙２－②）
- ・ 疾病予防検査等委託費の顧問医師の設置経費（別紙２－③）

○農林水産省

- ・ 林業生産流通振興民間団体事業費補助金の学校林相談窓口における相談業務（別紙２－④）

○経済産業省

- ・ 電源立地等推進対策補助金の電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金（別紙２－⑤）
- ・ エネルギー使用合理化設備等導入促進対策費補助金の省エネルギー診断事業（別紙２－⑥）

○国土交通省

- ・ 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給金（別紙２－⑦）

したがって、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省は、補助金等の効果的かつ効率的な使用を図る観点から、早急に、補助事業の実績に応じた支出とすることや新規採択の中止等による補助金等の縮減、あるいは効果的に補助事業を実施するための審査基準の策定等による補助事業の重点化など補助事業の在り方を見直す必要がある。

2 補助金等の執行の適正化

補助金等については、その交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行並びに補助金等交付の決定の適正化を図ることを目的として、昭和30年に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律

第179号。以下「補助金等適正化法」という。)が制定されている。この法律には、補助事業に係る遂行義務、補助金等の返還、不正受給等に対する罰則等が規定されている。

また、補助金等適正化法の適用を受けない委託費にあっても、それぞれの委託契約の中で、委託事業に係る遂行義務、委託費の返還等が定められている。

今回、30補助金等(6省所管。別紙1参照)について、補助金等の交付状況や交付先の民間団体等における補助事業の実施状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。

- ① 次の5補助金等については、補助事業者からの実態と相違した実績報告に基づいた交付金額が交付されているものや、必要な報告が行われていないものがある。

これらは、補助事業者の実績報告等を所管省等が十分に審査していないこと等によるものである。

○厚生労働省

- ・ 国民健康保険団体連合会等補助金
- ・ 社会事業学校等経営委託費
- ・ 高額医療費貸付事業等交付金

○農林水産省

- ・ 漁業共済事業実施費補助金

○経済産業省

- ・ 石油製品需給適正化調査等委託費

- ② 次の2補助金については、補助対象施設・設備が、その整備後、報告されることなく短期間で処分されている。

これらは、補助事業者への補助条件の遵守に係る指導が徹底していなかったことによるものである。

○農林水産省

- ・ 水産業振興事業費補助金

○経済産業省

- ・ 電源立地等推進対策補助金

- ③ 次の5補助金等については、社会通念上国庫支出としては認められない

懇親会費等が、会議費等として支出されている。

これらは、交付要綱等において、補助金等からの支出として適切と認められる費目の範囲が明示されていないこと、所管省の実績報告の審査が十分行われていないこと等によるものである。

○厚生労働省

- ・ 国民年金基金連合会事務費補助金
- ・ 衛生関係指導者養成等委託費
- ・ 社会事業学校等経営委託費
- ・ 高額医療費貸付事業等交付金
- ・ 疾病予防検査等委託費

したがって、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省は、類似の事例の発生を未然に防止し、補助金等の適正な執行を確保する観点から、補助事業者に対して、次の措置を講ずるとともに、返還等厳格かつ適正な対応措置を講ずる必要がある。

- ① 正確な実績報告等の励行に係る指導を徹底するとともに、実績報告の審査を厳正かつ的確に実施すること。
- ② 補助条件の周知や事業実施後における補助条件の遵守に係る指導等を徹底すること。
- ③ 交付要綱等に、補助金等からの支出として適切と認められる費目の範囲を明示するなどにより、補助金等の適正な執行に関する指導を徹底すること。

調査対象補助金等一覧

(単位:千円)

	補助金等名	平成15年度	16年度	
総務省	1 地方交付税算定等業務委託費	206,548	204,667	
文部科学省	2 民間スポーツ振興費等補助金	2,109,343	2,168,093	
厚生労働省	3 医療関係者研修費等補助金	203,483	149,348	
	4 生活衛生振興助成費等補助金	268,804	263,620	
	5 民間社会福祉事業助成費補助金	528,721	476,068	
	6 国民健康保険団体連合会等補助金	7,645,255	7,205,247	
	7 厚生年金基金連合会等事務費補助金	483,776	486,084	
	8 国民年金基金連合会事務費補助金	1,309,019	1,297,749	
	9 衛生関係指導者養成等委託費	93,906	150,295	
	10 社会事業学校等経営委託費	499,742	563,760	
	11 身体障害者福祉促進事業委託費	487,283	438,659	
	12 高額医療費貸付事業等交付金	1,900,671	1,128,168	
	13 健康保険病院看護師養成所経営委託費	357,811	350,154	
	14 疾病予防検査等委託費	56,411,265	52,825,052	
	農林水産省	15 特定原料用甘しょ特別集荷奨励金	1,510,000	1,505,000
		16 大豆生産者団体等交付金	26,334,010	25,807,516
17 患畜処理手当等交付金		289,321	434,540	
18 農業生産振興事業推進費補助金		1,277,521	1,260,752	
19 林業生産流通振興民間団体事業費補助金		1,146,422	989,607	
20 漁業共済事業実施費補助金		378,450	374,400	
21 漁業共済事業業務費補助金		218,060	75,285	
22 水産業振興事業費補助金		644,744	721,651	
23 家畜共済損害防止事業交付金		753,584	781,859	
経済産業省	24 中小企業連携・技術等支援事業費補助金	1,579,329	815,846	
	25 中小商業・下請事業者支援対策費補助金	121,375	116,015	
	26 電源立地等推進対策補助金	5,171,096	5,120,950	
	27 エネルギー使用合理化設備等導入促進対策費補助金	3,895,830	3,455,604	
	28 石油製品需給適正化調査等委託費	1,224,214	1,209,485	
国土交通省	29 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給金	3,395,376	2,702,000	
	30 航空機購入費補助金	1,631,972	1,596,477	
合計(30補助金等)		122,076,931	114,673,951	

(金額は補正後の予算額)

- (注) 1 網掛けした欄の補助金等は今回指摘した補助金等を示す。
2 本表に計上した金額は、当該補助金等のうち、調査対象として選定した事業等の合計額（補正後予算額）を示し、その名称は以下のとおりである。

- 「1 地方交付税算定等業務委託費」
- 「2 民間スポーツ振興費等補助金」：日本体育協会（目細）、日本オリンピック委員会（目細）及び日本学校保健会（目細）
- 「3 医療関係者研修費等補助金」：看護職員就労促進費等補助金（目細）
- 「4 生活衛生振興助成費等補助金」
- 「5 民間社会福祉事業助成費補助金」：全国社会福祉協議会等活動助成費補助金（目細）
>全国社会福祉協議会等活動推進費（積算内訳）
- 「6 国民健康保険団体連合会等補助金」
- 「7 厚生年金基金連合会等事務費補助金」：厚生年金基金連合会事務費補助金（目細）
- 「8 国民年金基金連合会事務費補助金」
- 「9 衛生関係指導者養成等委託費」：救急医療施設医師研修会等（目細）
- 「10 社会事業学校等経営委託費」
- 「11 身体障害者福祉促進事業委託費」：点字図書貸出等委託費（目細）
- 「12 高額医療費貸付事業等交付金」
- 「13 健康保険病院看護師養成所経営委託費」：財団法人分（目細）
- 「14 疾病予防検査等委託費」
- 「15 特定原料用甘しよ特別集荷奨励金」
- 「16 大豆生産者団体等交付金」
- 「17 患畜処理手当等交付金」：へい殺畜等棄却手当交付金（目細）
- 「18 農業生産振興事業推進費補助金」：果実生産出荷安定基金造成費補助金（目細）
- 「19 林業生産流通振興民間団体事業費補助金」：林業生産流通総合対策事業推進費補助金（目細）>森林保全管理対策事業費（積算内訳）及び木材安定供給体制整備事業費（積算内訳）
- 「20 漁業共済事業実施費補助金」
- 「21 漁業共済事業業務費補助金」：業務費（積算内訳）>その他の法人分（積算内訳）
- 「22 水産業振興事業費補助金」：水産業振興総合対策推進指導費補助金（目細）>水産業改良普及事業対策費（積算内訳）>その他の法人分（積算内訳）
- 「23 家畜共済損害防止事業交付金」
- 「24 中小企業連携・技術等支援事業費補助金」：中小企業連携組織対策推進事業費補助金（目細）
- 「25 中小商業・下請事業者支援対策費補助金」：全国下請企業振興協会補助金（目細）
- 「26 電源立地等推進対策補助金」：電源地域振興促進事業費補助金（目細）>電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金（積算内訳）
- 「27 エネルギー使用合理化設備等導入促進対策費補助金」：新エネルギー・省エネルギー設備導入促進指導事業費等補助金（目細）>省エネルギー設備等導入促進情報公開対策等事業（積算内訳）>社団法人・財団法人分（積算内訳）
- 「28 石油製品需給適正化調査等委託費」：以下の i から v の合計額
 - i 石油ガス供給事業安全管理技術開発等委託費（目細）>石油ガス技術指導事業（積算内訳）
 - ii 石油ガス供給事業安全管理技術開発等委託費（目細）>石油ガス技術普及事業（積算内訳）
 - iii 石油製品需給適正化調査委託費（目細）>石油ガス流通合理化対策調査（積算内訳）
 - iv 石油情報普及啓発事業委託費（目細）>社団・財団法人分（積算内訳）
 - v 石油産業体制等調査研究委託費（目細）>石油産業情報化推進調査（積算内訳）
- 「29 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給金」
- 「30 航空機購入費補助金」

別紙 2

(補助金等の整理合理化)

① 民間スポーツ振興費等補助金の降灰地域等学校保健事業 (文部科学省)

(事業等の概要)

降灰防除指定地域に所在する公立の義務教育諸学校にプールの降灰除去装置 (以下「プールクリーナー」という。) を配置するため、本補助金を受けた財団法人日本学校保健会が市町村教育委員会にプールクリーナーを無償で貸与するものである (平成 15 年度決算額 : 692 万円)。

(注) プールクリーナーの購入価格は、1 台当たり 38 万円であり、88 小中学校に無償貸与されている。

(調査結果)

本事業については、貸与契約開始から 4 年又は 5 年で、前回貸与したプールクリーナーの状態を考慮せず、これを配置したまま一律に新たなものを貸与している。

今回、平成 11 年度から 16 年度の間にはプールクリーナーを貸与した 13 校について調査したところ、使用可能なプールクリーナーがあるにもかかわらず 2 台目が配置されている学校が 11 校みられた。

(改善の方策)

文部科学省は、補助金等の効果的かつ効率的な使用を図る観点から、財団法人日本学校保健会に対し、市教委とのプールクリーナーの貸与契約終了後の 2 台目の一律貸与を廃止し、使用可能なものは引き続き貸与させることにより、補助金の縮減を図る必要がある。

② 生活衛生振興助成費等補助金の生活衛生振興助成事業（厚生労働省）

（事業等の概要）

理・美容、飲食等の生活衛生関係営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者及び消費者の利益を図るため、本補助金を受けた財団法人全国生活衛生営業指導センター（以下「全国センター」という。）が、生活衛生同業組合等が実施する振興事業に対して助成するものである（平成15年度決算額：2,905万円）。

（注）生活衛生同業組合は全国に575組合あり、そのうち毎年15から17組合に助成している（1組合当たり平均180万円前後）。

（調査結果）

本助成を受けた振興事業の実施状況については、i) 過去に助成を受けずに実施した事業と同様の内容の事業に助成しているもの、ii) 助成を受けた事業の一部が、当該組合の所属する全国団体が同一年度を実施した事業と重複した内容となっているもの、iii) 他県で同種の事業を実施しているが、全国的な課題であり、全国団体が取り組んだ方がよいものなど、過去の同種・類似の事業と比べて新規性、独創性がある事業や同業種のモデル的、先駆的的事业等に助成されていないものもある状況となっている。

（改善の方策）

厚生労働省は、補助金等の効果的かつ効率的な使用を図る観点から、生活衛生振興助成事業について、実施要綱等において、過去の同種・類似の事業と比べて新規性、独創性がある事業や同業種のモデル的、先駆的的事业等を全国センターが選定できるような審査基準を定めるなどにより、本助成事業の重点化を図る必要がある。

③ 疾病予防検査等委託費の顧問医師の設置経費（厚生労働省）

（事業等の概要）

財団法人社会保険健康事業財団（以下「財団」という。）は、政府管掌健康保険被保険者のために国から委託を受けて行った生活習慣病予防健診の結果、経過観察が必要な者等に対して生活指導などを行うため、財団の都道府県支部に保健師（以下「財団保健師」という。）を配置している。本設置経費は、この財団保健師が健診事後指導の方法等に関して相談するために、財団の都道府県支部に設置された顧問医師（各都道府県1人）の謝金を交付するものである（平成15年度決算額：2,820万円）。

（調査結果）

顧問医師の業務については、財団保健師に対する指導が全活動の約7割を占めているところであるが、i) 健診事後指導対象者の選定は、顧問医師でなくても、財団保健師又は健診を担当した医師（以下「健診主治医」という。）が健診結果に基づき行うことが可能であること、ii) 健診結果の判定に関する顧問医師と健診主治医との調整は、厚生労働省において健診結果の判定基準の標準化が図られれば、その必要がなくなること、iii) 健診結果に係る事項については、健診主治医も財団保健師の相談に応ずることとされており、この点で健診主治医と顧問医師の業務が重複している状況がみられた。

また、顧問医師の業務実績については、i) 総じて活動が低調となっており、ii) 活動実績がない月についても謝金が支出されている状況がみられた。

（改善の方策）

厚生労働省は、補助金等の効果的かつ効率的な使用を図る観点から、次の措置を講ずることにより委託費の縮減を図る必要がある。

- ① 顧問医師の業務については、財団保健師に対する指導に限定するとともに、指導内容を健診結果に係る事項以外のものとする。
- ② 顧問医師に対する謝金については、財団保健師との面談実績に応じた報酬とするなど、活動実績に応じたものとする。

④ 林業生産流通振興民間団体事業費補助金の学校林相談窓口における相談業務（農林水産省）

（事業等の概要）

青少年の奉仕体験、自然体験活動の充実が求められている中で、学校が管理等を行う学校林（平成13年度現在：全国の3,312校（小、中、高）で21,030ha）の確保に必要な支援を行うため、社団法人国土緑化推進機構が実施する「学校林相談窓口における相談業務」に補助するものである（平成15年度決算額：1,606万円）。

（調査結果）

学校林相談窓口における相談業務は、学校林が減少してきている中、環境教育への活用を活発に行うための取組として実施されているものであるが、学校林相談窓口における相談は、投入されている経費に対して相談件数が極めて少なく、内容は様々なものの、通常業務に就きつつ相談に応ずる程度の業務量にとどまっていることから、学校林相談窓口の設置の効果が得られているとは言い難い状況がみられた。

（改善の方策）

農林水産省は、補助金等の効果的かつ効率的な使用を図る観点から、実績の低い学校林相談窓口の廃止を含め、業務の在り方について見直しを行う必要がある。

⑤ 電源立地等推進対策補助金の電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金
(経済産業省)

(事業等の概要)

電源地域のうち、一定規模以上の原子力・火力・水力発電施設又は核燃料サイクル施設が設置されているか若しくはその見込みのある市町村及びその周辺市町村において、企業立地の促進を図ることを目的として、財団法人電源地域振興センター（以下「振興センター」という。）が経済産業省から補助を受け、立地企業等に補助するものである（平成15年度決算額：36億5,313万円）。

(調査結果)

本補助事業については、補助金交付要綱等において、生産又は営業の用に直接供される施設・設備を補助対象物とし、新增設建物の延べ床面積、増加雇用者数等により補助金交付限度額を算定することとされているが、補助対象物が建物の延べ床面積や雇用者数の増加に直接結びつくことが求められていない。

今回調査した62企業が補助を受けて整備した施設・設備をみると、その対象となった範囲は広く、様々なものに交付されているが、中には i) 雇用創出効果とは直接関係ないと思われる危険防止用グラウンドフェンスや職員研修用スクリーンプロジェクターに交付しているもの、ii) 雇用創出効果が生み出される増設建物ではなく、従来から整備されている工場内に補助対象物を整備しているもの、iii) すべての企業がこの補助金交付限度額を上回る金額の補助対象施設・設備を整備又は購入して補助金交付限度額の満額を受給しており、一部の企業では満額を受けられるよう、補助対象施設・設備を選定しているものがみられた。

また、補助金交付限度額の算定根拠の一つである増加雇用者数（雇用創出効果）についてみると、62企業中21企業（33.9%）において、補助金確定後、生産量の縮小に伴う退職者の不補充、経営改善を図るための減員等を理由に雇用創出効果が短期間（3年以内）しか維持できていない状況がみられた。中には、経営悪化により工場そのものが完全撤退してしまい、本事業の雇用創出効果そのものが短期間で消滅してしまっているものが4企業みられた。

(改善の方策)

経済産業省は、補助金等の効果的かつ効率的な使用を図る観点から、真に補助すべき生産・営業の用に直接供される施設・設備に限定されるよう、補助金交付要綱等において、それらに関する具体的な事項についての審査基準を定めるなどにより、本事業の重点化を図る必要がある。

⑥ エネルギー使用合理化設備等導入促進対策費補助金の省エネルギー診断事業（経済産業省）

（事業等の概要）

財団法人省エネルギーセンター（以下「省エネセンター」という。）が省エネルギー（以下「省エネ」という。）意識の付与・高揚・普及による省エネの推進を図るため、一定規模以上のエネルギー使用事業所（以下「事業所」という。）を対象として行う省エネ診断事業に対して補助するものである（平成15年度決算額：6,617万円）。

（調査結果）

ビルの省エネ診断を実施する対象事業所は、予算の範囲内において先着順に採択されており、必ずしも省エネ効果が高いとみられる事業所が優先的に選定されているものとはなっていない。

このような状況において、省エネ診断実施後の事業所における省エネ診断に基づく改善提案の改善率（改善提案に対する改善された割合）をみると、事業所の運用により改善実施可能な提案については半数程度、回収投資（省エネ設備の導入、設備の改修等によって省エネ効果が現れ、投資金額の回収を図ることができる投資）によって実現可能な提案については4分の1程度の改善にとどまっているなど、省エネ診断に基づく改善提案の改善率が低調で、事業目的である省エネの更なる推進が必要な状況となっている。

一方、省エネ政策として国が推し進めているE S C O事業者（E S C O推進協議会会員139社）等も、省エネ診断を無料で実施しているところもあり、その診断内容は、本事業により省エネセンターが実施する診断とほぼ同じ内容となっている。このE S C O事業者等は、省エネ診断から改修工事、導入設備の運転管理に至るまで包括して携わることができることから、当初から省エネ機器の導入等を検討している事業所にとっては、最初からE S C O事業者由省エネ診断を依頼した方がより効果的かつ効率的に省エネ機器の導入等を図ることが可能な状況となっている。

（注） E S C O事業とは、ビルや工場などの建物の省エネに関する包括的なサービス（省エネ診断、設計・施工、導入設備の保守・運転管理、事業資金調達など）をE S C O事業者が提案し、それによって削減された光熱水費の中からE S C Oサービス料と顧客の利益を生み出す事業である。

（改善の方策）

経済産業省は、補助金等の効果的かつ効率的な使用を図る観点から、省エネ診断の対象事業所の採択に当たっては、E S C O事業者等民間活力を十分活用しつつ、省エネ意識は高いが、人材不足等のためエネルギー管理の取組が十分ではないものの、本診断事業に基づく運用面での改善提案等の実施により相当程度の省エネ効果が見込まれる中小ビルや店舗等を選定するなど、本事業の重点化を図る必要がある。

⑦ 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給金（国土交通省）

（事業等の概要）

市街化区域において、居住環境が良好で家賃が適正な賃貸住宅の供給促進及び水田の宅地化を図るための特定賃貸住宅の建設資金に対してその利子を農協等の融資機関に補給するものである（平成 15 年度決算額：32 億 691 万円）。

（注）本補給金は、融資の償還期間 25 年以上のうちの当初 10 年間について、補給するものである。

（調査結果）

本補給金を含む公的資金を利用した世帯用民間賃貸住宅の建設実績が減少しており、市街化区域内の農地転用も減少している。

このような中で、全国における本補給金の新規交付実績は大幅に減少しており、交付実績額の高い調査対象 11 都県における新規交付実績も大幅に減少している。

また、この 11 都県において、建設年度の新しいものを中心に 56 団地を抽出し、団地の設定状況や特定賃貸住宅の建設状況を調査したところ、交付に当たっての一団地の要件の一つである水田要件又は賃貸住宅要件を計画どおり達成できていないものがみられるなど不適切な状況がみられた。

（注）水田要件とは、一団地に占める宅地化された水田の面積が一定以上であることをいい、賃貸住宅要件とは、一団地に占める賃貸住宅の割合が一定以上であることをいう。

（改善の方策）

国土交通省は、補助金等の効果的かつ効率的な使用を図る観点から、補給金の縮減を図るため、新規採択を中止するとともに、既存分のうち、団地要件を達成できていないものについては、早急に厳正かつ適切な措置を講ずる必要がある。